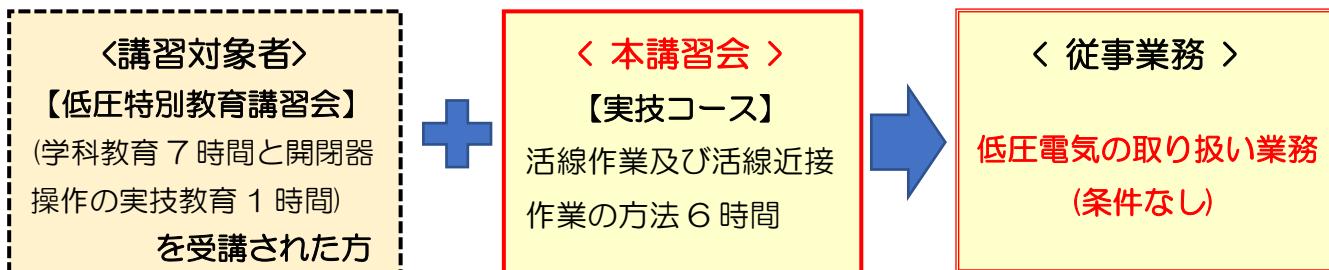


【実技コース】労働安全衛生特別教育(低圧電気)講習会

CPD制度対象

本講習会は、低圧特別教育の学科(含、開閉器操作の実技教育)を受講された方に対し、法令で定められている「活線作業及び活線近接作業の方法」についての実技教育を実施するものです。受講後は、低圧電気の取り扱い業務に条件なしで従事することが可能となります。

本講習会は、当支部が事業者に代わり実施する法定教育です。
講習会修了者には、修了証を発行します。



特別教育を受講されていない方が該当業務を行うと、法令違反となります。

特別教育は「危険または有害な業務」の従業者を対象とした法定教育であるため、電気工事士等の資格の有無に関わらず受講しなければいけません。
(労働安全衛生法第 59 条)

【実施例】

内 容	備 考
○低圧電気取り扱いの基礎知識(学科の振り返り)	
○工具・測定器の取り扱い方 <ul style="list-style-type: none">・工具の扱い方・テスター点検と使用方法・絶縁用ゴム手袋の点検・検電器の点検・絶縁テープによる絶縁処理	
○救急処置 <ul style="list-style-type: none">・胸骨圧迫の訓練[心肺蘇生訓練シミュレータ（採点機能付）の使用]	
○実技作業 <ul style="list-style-type: none">・ヒューズの取替作業・ケーブルの取替作業	
○作業管理 <ul style="list-style-type: none">・作業手順書の作成	
○災害防止 <ul style="list-style-type: none">・危険予知トレーニング	

(注 1)安全衛生特別教育規程に基づいています。 (注 2)内容の一部が変更となる可能性があります。

※詳細は約 3 カ月前を目途にホームページ等でご案内いたします。

受付中の講習会はこちら⇒ <https://www.jea-chugoku.jp/kosyu/ichiran.php>